

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		高額介護合算療養費の支給		
根拠法令及び条項		国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 57 条の 3 第 1 項		
所 管 部 課 名		市民健康部 保険年金課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	—		
	基 準	保険者は、1 年間の被保険者の療養に要した費用と介護サービス利用に要した費用の合計が、世帯の基準額を超えて著しく高額であるときは、世帯主に対し、高額介護合算療養費を支給する。		
	設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 1～3 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名） 協議機関 日（機関名） 処分機関 1～3 日		
	設定年月日	平成 20 年 4 月 1 日	最終変更年月日	
備 考				